

議案第 4 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町の財政状況を鑑み、財源確保策として特別職の給与削減を行うこととしたため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年箱根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（期末手当に関する特例措置）

13 平成 29 年 6 月及び同年 12 月の期末手当の額は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。